

2019年度 第55回佐賀県スポーツ少年団大会少林寺拳法競技実施要項

1. **趣 旨** 県下スポーツ少年団の活性化を促進し、スポーツを通じて団員相互の交流と親睦を深め、心身ともに健康な少年の育成をはかる。
2. **主 催** 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 佐賀県スポーツ少年団
3. **主 管** 佐賀県少林寺拳法連盟
4. **後 援** 佐賀県、佐賀県教育委員会、武雄市、鹿島市、嬉野市、江北町、白石町
武雄市教育委員会、鹿島市教育委員会、嬉野市教育委員会
江北町教育委員会、白石町教育委員会
5. **期 日** 2019年6月23日（日）
6. **競技会場**
白岩体育館
7. **参加資格**
 - ① 2019年度佐賀県スポーツ少年団に登録を行う指導者及び団員であること。
 - ② 参加単位団の指導者のうち、原則として1名は認定員もしくは認定育成員の資格を有するものであること。（2019年度中に取得する場合は出場を認める。）
 - ③ 参加者は、所属学校長に届け出、保護者の承諾を得たものであること。
 - ④ 参加者は、健康な者で必ずスポーツ安全保険に加入していること。
 - ⑤ 未登録者（団）は出場できない。
8. **競技種目**

運用法を行う。小学生は男女混合とする。中学生は男女別に行う。

個人戦…各学年別に行う。

団体戦…小学生は3部門に分けて行う。低学年の部…1～2年生、中学年の部…3～4年生、高学年の部…5～6年生 中学生は男女に分けて行う。
9. **競技方法** 別途競技方法に定める。
10. **審 査** 少林寺拳法連盟認定の佐賀県審判員より、3名を配置する。
11. **表 彰** 各種目 1～3位を表彰する。賞状授与。ただし、3位決定戦は行わない。

1. 参加申込

- ① 単位団は、大会参加申込書に必要事項を記入し、各市町スポーツ少年団事務局宛に提出すること。大会参加申込書は、紙ベースとエクセルデータにて提出して申込みをすること。
- ② 各市町事務局は、各団の参加申込書を取りまとめ、申込書内容と単位団登録内容を照合し、下記期日までに県事務局に申し込むこと。
 - ア 申込書 (別紙様式「参加申込書」による。)
 - イ 申込先 〒849-0923 佐賀県佐賀市日の出2丁目1-11 佐賀県スポーツ会館内
公益財団法人 佐賀県スポーツ協会 佐賀県スポーツ少年団
 - ウ 申込期限 2019年 5月31日(金)まで 必着

- ## 2. 組合せ
- 抽選は、地域性等を考慮し事務局が責任をもって行う。

3. その他

- ① 道衣は、(財)少林寺拳法連盟競技規則服装規定の定めるものとし、道衣以外のもの(胴、はちまき、ワッペン)の着用は禁止する。
- ② ゼッケンを着用すること
- ③ 大会で発生した傷病については、応急処置のみ各会場にて行う。
- ④ 大会参加に際して提供された個人情報については、大会活動に利用するものとし、これ以目的に利用することはありません。

◆競技方法

個人戦

- ・学年ごとに、16名でのトーナメント方式で行う。
- ・小学生の場合、男女混合とする。中学生は男女に分ける。
- ・中学生の場合は、申し込み状況に応じて、学年を統合する場合がある。
- ・怪我などにより、途中競技が出来なくなった場合は棄権となる。代理の出場は認めない。

団体戦

- ・各部門のトーナメント方式とする。
- ・選手3人+補欠2名の計5名のチームとする。
- ・選手交代はチーム内のみで行う。チーム外からの交代は禁止する。
- ・小学生は低学年、中学年、高学年、中学生は男子、女子に分けて行う。
- ・抜き勝負とする(剣道の玉龍旗方式)。よって、チームの編成上、已むを得ず2名、1名の参加になる場合でも可とする。ただし、なるべく1名での出場は避けること。
- ・オーダーは試合ごとの組み替えは可とする。試合途中での組替は認めない。

ポイント

技あり…5点 有効…2点とする。どちらかが10点に達した時点で、競技終了とする。

- ・蹴りに関して、技あり程度の効果が認められる場合でも、甲蹴りの場合は、有効止まりとする。ただし、脚刀蹴り(脛での振蹴)の場合は、技ありまで認める。
- ・上段の突きに関して、技あり程度の効果が認められる場合でも、相手に当たった場合(態勢上已むを得ない場合に限る)は、有効止まりとする。故意に当たたとみなした場合は、警告、注意、失格とする。
- ・個人戦の場合、ポイントが同点で競技終了した場合は、延長を行う。延長の場合、5点先取で競技終了とする。延長終了時点で、尚同点の場合は審判団の協議により優劣を決する。
- ・団体戦の場合、最終戦で双方ポイントが同点引き分けで競技終了した場合は、代表者を選出して延長を行う。延長の場合、5点先取で競技終了とする。延長終了時点で、なお同点の場合は審判団の協議により優劣を決する。その場合の判定材料は代表戦のみとする。
- ・反則などの違反行為があった場合は、1回目は警告とし、2回目は注意とし5点減点、3回目は失格とする。また、マナー違反に関しても同様の措置を行う。あまりにひどい場合は、審判団の協議により、即失格とする。
- ・体格、体力、技量の差が歴然としている場合は、審判団の協議により競技を中止することができる。その場合は、優勢な方にポイント10点を与え競技を終了する。

時 間

全てランニングタイムとし、以下のように定める。

資格	時間	延長戦
小学生 1～2年生	1分	30秒
小学生 3～4年生	1分30秒	45秒
小学生 5～6年生	1分30秒	45秒
中学生	2分	1分

※時計は基本的に止めないが、必要があれば主審の判断で時計を止める事ができる。

防 具

- ・防具については、ヘッドカード(前面にカバーがあるもの)、連盟公認ボディプロテクター(二重胴)、ファウルカップ(男子のみ)、拳サポーターの4点を着用する。ただし、小学生の胴に関しては、従来使用のもの(1枚胴・表面の柔らかいもの)の使用も可とする。
- ・防具は原則1人1セット持参とするが、団体戦の場合は2セットあれば可とする。
- ・拳サポーター以外のサポーター、テーピング等の使用を認めない。特別な事情がある場合は、大会実行委員会に申し出て許可を得る事。許可が出た場合は、使用可能とする。

ル ー ル

- ・上段への加撃は、ヘッドガード前面への直突きを原則とし、全て寸止めとする。裏拳打ち、鉤突き、振突き、及びヘッドガードの側面部、背面部への加撃は禁止する。また、上段への蹴りはすべて禁止する。
- ・胴への突き、打ち、蹴りは可とする。肘当、掌拳打ち、膝当ても可とする。
- ・禁止技、行為は以下の通り。
 - ◇下段への蹴り技、刈足
 - ◇掬投げ、掬首投げ、虎倒し
 - ◇投げ技全般
 - ◇相手に故意に継続的に組み付いたり、袖や襟を掴むこと
 - ◇倒れた相手への加撃
 - ◇金的への加撃
 - ◇組み付いてからの投げ技、腰や背に乗せての投げ技
- ・足底での足払い可とする。ただし、膝関節から上は禁止する。
- ・体構えは少林寺拳法の構えとする。
- ・危険と認められる技については、審判員の判断で使用を制限することができる。

以上、連盟規則抜粋

- ・攻守分けずに自由攻防とする。
- ・小学生 1～2年生に関しては、上段突きのポイントはとらない。中段のみのポイントとする。ただし、フェイントは可とする。